

堀江化工 株式会社

女性活躍及び次世代法に基づく一般事業主行動計画

男女問わず、すべての従業員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和7年5月16日～令和12年5月15日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 技術者の女性従業員（正社員）を1名から3名以上にする。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和7年5月～社内検討会の実施、他社の先進事例の収集
- 令和7年10月～女性用トイレの整備による職場環境の改善
- 令和7年11月～ハラスメント防止等研修の実施
- 令和7年12月～SNS・HP等を活用した発信力の強化
- 令和8年1月～行政・商工団体等との連携による採用活動の強化
- 令和8年5月～実施効果検証、必要に応じた計画の見直し

目標2 妻出産時における有給の特別休暇制度を導入する。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和7年5月～専門家（社労士）の支援を受けながら検討会を実施
従業員ヒアリングを実施し、現場の声を反映
- 令和7年6月～就業規則の改正、全従業員への周知

目標3 育児短時間勤務制度を拡充し、小学校6年生までの子を有する従業員が活用できるようにする。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和8年1月～専門家（社労士）の支援を受けながら検討会を実施
従業員ヒアリングを実施し、現場の声を反映
- 令和8年4月～就業規則の改正、全従業員への周知